

学校における防災教育マニュアルに関する分析

村田 翔
(2018年10月4日受理)

Analysis of Manuals about Education for Disaster Prevention in Schools

Sho Murata

Abstract: Schools have recently made efforts to include education for disaster prevention. Teachers have practiced lessons using teaching materials as authoritative guidelines for disaster prevention education; thus, by understanding the basis of learning, they are engaging in educational practice. The purpose of this study is to clarify the contents and practical use of educational manuals for disaster prevention education in schools. Additional purpose is the manual contents were analyzed from five perspectives that should be examined in education for disaster prevention (i.e., the original goals, topographical characteristics of the area and that of past disasters, sustainability, the role of social studies and geography, and child development stages). Four items comprised most of the disaster prevention education manuals' contents: i.e., the disaster prevention education aim, characteristics and consideration of disaster prevention educational practices, or examples of situations during a natural disaster. The result of analysis show that some manuals present topographical materials and past disasters in each local area. However, specific contents of disaster were different for each prefecture. Furthermore, there were very few contents about sustainability. To overcome this problem, it is necessary to improve teaching materials for disaster prevention education that understands the regional circumstances such as dangerous areas and includes an education for sustainable development perspective.

Key words: Education for disaster prevention, School disaster prevention, disaster, Locality, Education for Sustainable Development

キーワード：防災教育，学校防災，災害，地域性，持続可能な開発のための教育

1. はじめに

防災教育の実践方法には、複数の教科や特別活動など学校全体で行う取り組みや地域との協働で実践する防災学習など、多岐にわたっている。様々な防災教育の実践を行う際、学習上の根拠や参考となるような資料の整備が不可欠である。各学校からの資料整備への

期待と要望は、大きな災害が発生した以降に強くなる傾向があり、それらの期待に対して国レベルにおいても、防災教育に関する指針が何度も示されてきた。例えば、文部省（現文部科学省）が1995（平成7）年と1996（平成8）年に報告書として『学校等の防災体制の充実について』をそれぞれ公表している。これらは1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を受けて、主に被災した際の学校の防災体制や避難所となる可能性が高い学校の避難所体制や児童生徒の安全確保といった部分に課題があり、その体制づくりが必要であると示したものである。また、2011（平成23）年の東日本大震災を受けて、文部科学省は、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設立

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：由井義通（主任指導教員），棚橋健治，
 畠中和生，浅野敏久（総合科学研究科），
 熊原康博，永田忠道

し、東北地方を中心とした学校および人的被害を踏まえた今後の防災教育や防災管理などの方針が検討され、2011年に有識者会議の中間報告書、2012年には最終報告書が公表された。これらの報告書を踏まえて、2013年には新たな防災教育の指針として『「生きる力」を育む防災教育の展開』が文部科学省より刊行されている。

同書の指針を基にして、各都道府県や市町村単位の教育委員会では、防災教育に関するマニュアルを独自に作成しており、教員がこれらのマニュアルを活用して防災教育に取り組んでおり、防災教育に接触する機会は増加しつつある。一方で、各マニュアルの詳細な内容については作成者（各教育委員会などに設置された作成委員会）の意図に委ねられており、どのような内容を掲載するか、何を目標とするのかなどについては各自治体で異なっている。文部科学省による指針は、あくまでも災害を契機とした防災教育の充実と付随する指導事項などをまとめたのみであり、各地域が抱える地域的特性や学校が抱える個別的な課題に全て対応しているとは言い難い。さらには、どのような分野の専門家が作成に関与しているかによって、専門性など内容の質も異なっていることが予測される。

これまでの研究をみても、防災ではなく防犯マニュアルの分析に関する研究としては、堀・南（2007）の研究がある。この研究では、各学校での「危機管理マニュアル」を収集し、記載内容の違いやマニュアルに基づいた訓練などを検討し、各マニュアルの整備および運用状況について明らかにした。防災教育のマニュアルに関する研究としては、小学校における防災教育の基本項目と指導内容に関する資料の収集・分析を行った深谷・伊村（2008）があるが、東日本大震災をはじめとして近年多発している大災害を踏まえて、各学校が抱えている状況は大きく変化していることが考えられる。そこで、本論文の研究目的は、各教育委員会による学校安全や防災教育を取り扱ったマニュアルの中で防災教育の記載内容の差異や特徴、違いが発生している要因について明らかにする。また、記載内容からどのような点が課題であり、今後の防災教育でどのように活かすかを示すとともに、マニュアルに対する修正点を示す。

2. 分析対象・方法

本稿では、2016年11月末時点で各都道府県 HP などに公開されている防災教育に関するマニュアルを分析対象とした。いずれのマニュアルは、防災教育に関する内容が掲載された教員用のマニュアルである。本稿

で教員用の防災マニュアルを検討するのは、災害時や防災教育の実践において教員が果たす役割が大きいと思われるからである。

分析方法としては、各マニュアル内に明記されている記載内容について、その内容構成や目標、持続可能性への言及などについてそれぞれの特徴を整理した。さらに、それらをもとにして、防災教育に必要とされている事項や今後防災教育に取り入れていくべき視点をを用いて、マニュアルの分析を行った。

3. 分析結果

3.1 マニュアル作成の基本的状況

はじめに、マニュアルの作成状況や時期など基本的状況について分析した。

表1 マニュアル作成の有無について

マニュアル有（1種類）	36
マニュアル有（2種類以上）	8
マニュアル無	3

（単位：都道府県）

まず、防災教育に関するマニュアルの策定の有無について表1で示した。この結果から、防災教育に関するマニュアルそのものは、ほぼ全ての都道府県で策定されていた。また、1つの自治体内においても防災教育マニュアルが複数作成されていたり、校種毎に作成されたマニュアルが存在したりしている都道府県もみられた。

次に、それぞれの防災教育マニュアルの作成時期について検討した。表2に示すように、今回収集することができた防災教育に関するマニュアルは、2006年からおよそ10年の間で発行されていることが分かる。その要因として、まず2008年に学校における保健管理に関する法律であった「学校保健法」が改正され、「学校保健安全法」へと名称が変更された¹⁾。これをきっかけとして、災害安全を含む学校安全に関する対策がより求められるようになった。次の要因としては、2011（平成23）年の東日本大震災における災害時の対応で児童生徒や教員が犠牲となるなど多くの課題が生まれたことである。広範囲にわたって甚大な被害を受けたことで、これまでの防災教育及び安全管理体制に対して大きな見直しや目標などの新たな取り決めが必要とされてきた。実際に、東日本大震災以前に発行された防災教育の内容が記載されたマニュアルは11種類だったのに対して、東日本大震災以降に発行されたマニュアルは44種類となっている。また、2011年以前に

発行されたものを、昨今多発している自然災害を踏まえたものとして改訂・再発行されたマニュアルも散見された。このように、東日本大震災以降の自然災害が防災教育を含めた学校安全の見直しのきっかけとなっていると推測される。

表2 各マニュアルの発行年一覧

発行年	刊行数
2006	2
2008	2
2009	2
2010	2
2011	3
2012	12
2013	17
2014	8
2015	1
2016	6
計	55

(単位：種類)

マニュアル作成の担当者（部門）についてみると、ほとんどの都道府県において教育委員会が作成している場合が多かった。中には、外郭団体へ作成を委託しているものや教育委員会ではなく危機管理を担当する部署が作成しているものもみられた。また、教育委員会のなかでも総務関係の部署が担当している場合や学校教育課（義務教育課）、学校保健課が担当している場合もみられた。その中で、最も多かったのは教育委員会内の学校保健を管轄する部署が担当していたマニュアルであった²⁾。

3.2 各マニュアルの構成

次に、各マニュアルの構成について検討した。防災教育に関するマニュアルは、様々な形で発行されているが、そのマニュアルの全体的な構成によって、防災教育の内容構成や位置付けなどにそれぞれ変化がみられた。そこで各マニュアルのタイトルや全体構成を分析し、類型化を試みた。その結果の概要を表3に示す。

第一に、マニュアル自体が防災教育のみを取り上げているものである。このタイプは、防災教育に関する目標・内容構成・指導上の配慮事項などが主な内容となっている。さらに、具体的な内容としてこれまでに行われた実践の事例もしくは参考にできるような実践の展開例（テンプレート）、防災教育年間指導計画、防災教育に関係する学習指導要領の抜粋、これらのいずれかが盛り込まれていた。ただし、内容の量に関しては、目標から実践事例まで非常に多くの内容を掲載してい

表3 マニュアルの構成を踏まえた類型の概要

A	防災教育のみを扱うマニュアル
	例：防災教育マニュアルなど
B	学校安全または安全教育に関するマニュアル
	例：学校安全に関するマニュアルなど
C	危機管理に関するマニュアル
	例：危機管理マニュアルなど

る場合や指針のみやリーフレット形式にとどまっている場合もあったため、一概に共通性はみられなかった。

第二に、学校安全もしくは安全教育³⁾に関するマニュアルに防災教育に関する内容を盛り込んでいるものである。このタイプは、学校安全や安全教育に関する領域の一部として学習内容などが示されている。目標や内容構成なども、学校安全に準拠した形で説明されている場合が多い。特に、学校安全では安全管理に関する領域についての説明（児童の安全確保・避難時における対応等）が中心となっている資料がみられるなど、他の領域との関係によって、防災教育に関する記述量も大きく異なっている。一方で、防災教育の具体的な実践事例を盛り込んでいる資料もみられることから、どの内容をどのように掲載するか取捨選択は、作成者の意図に大きく左右されていることが考えられる。

第三に学校の危機管理に関連したものである。これは、学校安全の一部である防災管理に特化した内容に防災教育の内容も含まれている。具体的な災害の対応について記載している資料もある一方で、資料の中には防災に関する内容がわずかであったり、防災教育について全く記載がないものもみられた。

3.3 各マニュアルにおける主な内容構成

次にマニュアルにおける防災教育の内容から、記載内容の特徴や重点が置かれている項目について検討した。

分析の結果、明らかになった一点目は、防災教育に対する目標の記載内容の違いである。これは、文部科学省が示した防災教育のねらいをそのまま踏襲している場合と各自治体がねらいを踏まえたうえで独自に目標設定をしている場合がみられた。また、目標を明確に記載しないで、防災教育を実施する意義を示したり、『「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』に示された発達段階ごとの到達目標を単に提示しているマニュアルもみられた。

二点目は、防災教育の実践に対する留意点、配慮事項の内容に関する充実度である。多くのマニュアルにおいては、防災教育を実践するにあたってどのような

点に留意する必要があるのかなどを記載している。具体的にマニュアル内において多く確認された配慮事項は以下の通りである。第一は、年齢別の発達段階への配慮事項である。具体的には、災害の状況下における行動目標が定められており、発達段階に応じてどのような能力を身に付けるべきかが示されている⁴⁾。段階的な目標設定を通じて、各学校での防災意識の醸成と主体的に行動する態度形成を図っていくうえで、それらを意識した実践が求められているのではないかと推察する。第二は、自然災害の二面性への配慮である。例えば、火山活動による噴火で農作物への影響や人的被害が発生する恐れがある一方、温泉や地熱発電など火山活動による恩恵も受けている。このような自然がもたらす営力には、2つの側面があることを学習過程で認識させることが大切である。防災教育は、自然災害の脅威に対してどのように対処するかという観点で実践が進められる場合が多い。一方で、自然環境は決して脅威をもたらすだけではなく、様々な恩恵を与えているということを忘れてはならない⁵⁾。このように、自然環境が併せ持つ二面性について考慮しつつ防災教育を実践する必要があると考える。

三点目は、防災教育に対する展開例や実際に行われた実践事例である。これは、最も多くの資料において取り扱われていた。展開例としては、社会科や理科、家庭科など教科に関する内容や学級活動や総合的な学習の時間などが挙げられている場合が多い。展開例には、一時間単位で完結する授業や全体計画とそれぞれの授業の位置づけを示している場合がみられた。実践事例としては、各校種で行われたものについて指導案や実際の写真、授業内で作成した地図などを掲載して、事例の一つとして取り上げている。いずれの場合においても、これまで実践を行ったことがない教員などに対して参考となる資料としては有効性があると考えられるが、各学校が置かれている状況（立地条件・学校規模など）を考慮して実践を行うことができるかどうかは疑問が残る。また、実践事例に関連して学習指導要領が内容として盛り込まれている場合もみられ、これらは、展開例とも連動しているが、防災教育に関連する学習指導要領の文言を資料編という形や指導案の根拠として載せている場合が多い。学習指導要領上の根拠を示し、防災教育を行なう意義の表れであるものの、その詳細についてはこれも各教育委員会に委ねられている。社会科を例にすると、山口（2013）では小学校社会科から高校における社会系教科に至るまで、防災教育に関する内容を盛り込むことが可能であり、社会科は大きな役割を担うべきであると指摘している。さらに、藤田（2013）では、「自然環境と人間

生活との関係を扱う地理教育は、本来、学校現場における防災教育や安全教育を主導するのにふさわしい分野といえる（p.11）」と述べており、地理科が防災教育を主導することを推進している。しかし、地理や社会科についての具体的な内容がみられない防災教育マニュアルもみられた。

四点目は、具体的な自然災害に関する内容である。具体的には、地震や津波の発生メカニズムや地域でどのような被害が予想されるかについて示されている。特に南海トラフ地震が予測されている地域では、予測されている津波の大きさなどが明確に示されていた。これは、防災教育の内容と位置付けるのは少し異なっているが、授業での実践を行うにあたっては災害の情報を取り扱うとともに、実践者側にとっても認識しておかなければいけない事項である。一般的に発生しうる災害について一通り取り上げている場合や各都道府県で発生する危険性がある地震なども交えている場合が多くみられた。加えて、その地域で過去に発生した災害について記録なども加えながら過去の災害を認識させたいという意図で、今後発生しうる災害について取り上げるといった詳細な情報をまとめた防災マニュアルもみられた。過去の地域で発生した災害について認識するということは、防災教育の手法としては適切であり、地域学習とも関連して取り上げることが可能であろう。

3.4 重点事項の分析

本節では、防災教育マニュアルの内容構成の結果を踏まえて、これまでの研究や実践などを通じて防災教育で重要とされてきた視点や今後の実践で取り入れていくべき事項が現在使用されている防災教育マニュアルには、どのように反映されているか分析した。その分析を行う指標として、以下の5つの項目を設定した。

- ①文部科学省が提示した防災教育のねらいを踏まえて、独自の目標や重点項目などを設定しているか。
- ②各地域における地形や災害の危険性について特徴を明確にしているか。または、地域で過去に発生した災害を紹介しているか。
- ③ESDや持続可能な社会などの持続可能性に関して言及されているか。
- ④社会科・地理科に関する内容（展開例・学習指導要領など）がどのように扱われているか。
- ⑤児童生徒の発達段階に応じた配慮事項が示されているか。

設定した指標の評価基準については、後述する。なお、資料が複数ある自治体のうち、資料として2種類で1セットのような形式になっている資料に関しては、一つにまとめて結果を示している。

① 各マニュアルにおける目標に関する分析

まず、それぞれの資料において独自の目標の設定の有無とその内容の詳細について分析した。この項目は、文部科学省が示した防災教育のねらいを踏まえつつ、各都道府県における自然条件や教育基本振興計画などを考慮したうえで方向性を示すことができているかどうかという観点からこの指標を設定した。評価基準は、独自の目標設定がみられた場合が「○」、防災教育のねらいを一部改変した場合は「△」、ねらいをそのまま掲載する、もしくは目標などが示されていない場合は「×」とした。

表4 項目①からの分析結果

評価	該当数	割合 (%)
○	16	35.6
△	10	22.2
×	19	42.2

表4の結果をみると、独自の目標設定がされているものは16種類みられた。提示形式としては、文部科学省が提示したねらいを踏まえつつ、中でも特に重点している点を項目としてまとめ、『○○の防災教育』として示しているマニュアルもみられた。また、地域性（災害の経験など）について言及しながら目標設定をしているところもみられた。設定された到達像に向かっていくという方向性は示されているが、その到達像が各地域の実情とどう対応しているかまで示している資料はあまりみられなかった。また、文部科学省が示した『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開』をほぼそのまま掲載しただけという資料もみられた。以上の結果から、防災教育で育成されるべき資質能力を表現する目標を各地域に合わせて示すということまでは至っていないと思われる。

② 各地域の地形的特徴・災害の遍歴への認識に対する分析

次に各地域の地形的特徴について明記されているか、その地域で発生した過去の災害に関する内容が示されているかどうかを分析した。例えば、木村・林(2009)のように、過去に発生した災害を基にして防災教育のプログラムや教材を作成することを行っている実践もみられ、災害遍歴が防災教育に与える効果は非常に大きい。一方で、渡邊(2015)でも指摘されているが、学校の防災教育は地域特性との関連を無視することが出来ないため、画一的な指導を実施することが難しい。換言すれば、基本的な事項は文部科学省から示されているが、地域性を考慮したマニュアルの策定は各教育委員会の裁量で決定される。以上の指摘から、実践対象の地形的特徴についてどのような地形を有しているのか、過去にどのような災害が起きた

のかを認識することが実践において有効的であり、必要性が高いことからこの指標を設定した。評価基準としては、過去に発生した災害や今後発生しうる災害、地形的特徴について十分な内容が示されている場合は「○」、日本の典型的事例のみといった自然災害に対して一部のみが掲載されている場合は「△」、災害について全く記載がない場合は「×」とした。

表5 項目②からの分析結果

評価	該当数	割合 (%)
○	17	37.8
△	12	26.7
×	16	35.6

表5の結果をみてみると、約55%の防災教育マニュアルにおいて地形的特徴などが示されていた。しかし、全国で発生している災害の典型例を示すのみで各地域の実情や災害遍歴など十分に明記されていない資料もみられた。中には、資料が示したい本来の目的が災害ではなく、危機管理などの場合もあったため、掲載されなかったと思われる資料も存在した。実際に地形的特徴などを明記していたマニュアルの中で、岐阜県や徳島県の防災教育マニュアルでは、東日本大震災や過去に地域で発生した災害について、具体的な写真等を交えながら説明しており、実践や教員の参考資料として非常に有効な資料となっていた。この資料を実践でどう活用するかより具体化したものにする、よりよい防災教育マニュアルになると考える。

③ ESD や持続可能な社会など持続可能性への言及

次にESDに関する内容や持続可能な社会という観点について、それらに関連した記述の有無およびその内容について分析した。まず教育活動の多忙化により、防災教育単体としての実践には時間が限られているため、複雑な教育課題に対して限られた時間で効率よく実践することが可能ではないかという予測から防災教育と他の教育課題との融合性を検討するという理由がある。これらに加えて、平成30年版高等学校学習指導要領では、これまでの「地理A」に代わって、「地理総合」が新たに新設され、学習内容の柱の一つとして「防災とESD」が盛り込まれることとなった。今後防災教育とESDが関連し合って実践を進めることが求められており、防災教育マニュアルの分析を通してこれからの実践への示唆が得られると考えた。評価基準としては、ESDなどに関する項目や内容が記載されていた場合は「○」、簡単に触れているものや用語としての使用のみの場合では「△」、全く記載がない場合は「×」とした。

表6 項目③からの分析結果

評価	該当数	割合 (%)
○	2	4.4
△	1	2.2
×	42	93.3

表6から多くの資料において、ESDや持続可能性に関する内容は明記されていないことが明らかとなった。ESDと防災教育については、これまで宮城県などで実践が行われており、その成果が示されてきた⁶⁾。しかし、マニュアルを検討すると防災教育に対する関連事項として、ESDとの関連について項目が設定されていたのは2つのみであった。ESDの視点から防災教育への取り組みについては、これらの資料でも防災教育とESDは十分に対応し合うことが出来るとされており、考え方の新たな視点として明示されている。その他の資料では、ESDだけではなく、他の教育的課題などとの関連性について触れられているマニュアルも非常に少なかった。つまり、防災教育の特性と考えられている他の教科や分野との連携という部分が防災教育マニュアルの内容に十分に生かされていない。

④ 社会科・地理科に関する内容の提示

続いて防災教育における社会科が求められている役割やその実例を明らかにするために、各資料内に社会科・地理科に関する学習展開や実践事例、学習指導要領などの記載内容を分析した。寺本(2013)では、防災教育における授業の核として社会科の重要性を指摘している。平成20年版学習指導要領では、社会科の学習内容の一つとして自然災害に関する学習が明記されており、その内容は平成30年版学習指導要領においても継続されている⁷⁾。このように、社会科が防災教育に果たす役割が非常に大きいことは明らかである。評価基準は、社会科に関する実践事例や学習指導要領が共に明記されている場合は「○」、実践事例もしくは指導要領が片方記載されていた場合は「△」、社会科・地理科に関係する記述がみられなかった場合は「×」とした。

表7 項目④からの分析結果

評価	該当数	割合 (%)
○	15	33.3
△	20	44.4
×	10	22.2

表7の結果が示す通り、社会科における実践事例と指導要領が両方、もしくは片方が内容に盛り込まれている資料が8割近くを占めていることが明らかとなった。特に学習指導要領に関しては、多くの資料で明

示されており、学習の根拠として示されていた。山口(2013)や藤田(2013)において指摘されていたように、防災教育の中心となるべき社会科・地理科に関する内容が明確に示されているということは、率先して実践を推進していくことが求められている一方で、これだけ実践事例などが示されているが、これらをどのように地域の実態に合わせて運用しているかという点については、教師の裁量に委ねられている。そこで、防災教育で社会科・地理科が育むことができる資質・能力を明示するといった教師の補助となるようなマニュアルの改善が必要であろう。

⑤ 発達段階への配慮

最後に各学校段階における発達段階への配慮事項の明記またはそれに関する内容について分析した。この項目は、各学校段階において児童生徒が防災教育によって育成されるべき能力や態度がそれぞれ異なっており、指導内容も発達段階に応じて留意すべき内容も変化すると考えられる。そこで、児童生徒の防災についての意識を育成する上での配慮事項の重要性を確認するためにこの項目を設定した。評価基準としては、防災教育における留意事項に含まれていたり、具体的に配慮事項が示されていたりした場合は「○」、指導計画などに目標として学年別に提示されているのみであった場合は「△」、特に明記されていなかった場合は「×」とした。

表8 項目⑤からの分析結果

評価	該当数	割合 (%)
○	26	57.8
△	11	24.4
×	8	17.8

表8から多くの資料において、発達段階ごとに配慮事項などが明記されていることが明らかとなった。具体的には、文部科学省が示した発達段階ごとの目標設定や指導時における配慮事項を明記されているものが多かった⁸⁾。過去の災害に関する学習では刺激的な視覚的資料を使用する場合も考えられるために、指導の際には配慮が必要となってくる。また、発達段階を考慮した防災教育に対する年間指導計画の例を示している資料も見られたことから発達段階を考慮した内容構成への配慮が強く意識されていることがうかがえる。特に小学校段階や被災経験のある地域に立地する学校においては、配慮の必要性が非常に高い。例えば、学習者が災害の映像や写真を見ることで急性ストレス反応やPTSD⁹⁾を発症する可能性もあるため、実践では、発達段階に応じて適切な配慮が必要であろう。このように発達段階を適切に把握し、実践することが求めら

れる。一方、発達段階に配慮すべきであるという文言は多くのマニュアルにて散見されたが、どのように配慮すべきなのかといった具体的方策を明記しているものは少なく、学校現場に委ねられていると推測する。

4. おわりに

これまでの分析を踏まえて、防災教育に関するマニュアルを構成する要素についてまとめる。まず、内容構成としては①防災教育の目標②具体的な実践内容③実践の根拠となる資料（学習指導要領・配慮事項など）が大部分を占めていた。また、このマニュアルに影響を与える要素として、地域における地形的特徴や過去に発生した災害、または今後発生する可能性がある災害の情報と発達段階への配慮事項が大きく関係しているということが明らかとなった。すなわち、防災教育を実践するにあたっては地形的特徴や児童生徒の発達段階を適切に考慮し、実践することで防災教育の効果が期待できるといえる。特に地形的特徴については、地域でどのような災害が発生するのか情報を提示し、過去に身分たちが住む地域や自治体で発生した災害遍歴も学習することでより学習効果が高くなるだろう。

その一方で、マニュアルの内容に対する課題も明らかとなった。まず防災教育マニュアルの大部分はESDや持続可能性に対して言及できていないという点である。ESDという分野からのアプローチを踏まえて、防災教育の実践で有効活用できているかどうかという観点で分析したが、大部分の資料において関係する内容はみられなかった。換言すれば、他の教育的課題などとの関連性を考慮できていないという課題が指摘できる。次期学習指導要領（平成30年3月公示）においては高等学校「地理総合」において、防災とESDが主な学習内容の一つとして設定されることになった。この事実からも防災とESDは十分に関連し合って実践を進めることができるものである。ESDを通して育成される能力や態度が防災教育によって育まれるべき資質・能力とも関連し合っていることから、ESDの視点を組み込んだ防災教育の研究と実践が求められている。また、同時に限られた時間内で教育的課題を効率よく取り扱うことが出来るため、複合的に取り扱うことがより重要になってくる。例えば、災害後のまちづくりについて考える授業実践を行う場合、災害を防ぐためにはどのような自然条件があるのかを理解する防災教育の側面とよりよいまちづくりに向けた人々の意見を集約し、意思決定を行うなど主権者教育の側面が考えられる。このように教育的課題を同時

に扱うことができるのである。

もう一つの課題は、地域の自然的条件や過去の災害遍歴など自然地形に関する情報が不足している点である。換言すると地域状況を考慮した防災教育マニュアルがまだ不十分である。各資料には、地形などの特徴が盛り込まれているものもみられたが、一般的な状況を述べるにとどまっているものが多かった。防災教育の実践においては、地形や気候など各地域における地理的特徴の把握が欠かせない。これらを踏まえると、マニュアルの内容において自然的特徴や災害の遍歴などをまとめた内容を盛り込むことや災害種別ごとに具体的な情報を整理するなどの対策が必要となってくる。これとともに、マニュアルには記載することが難しい各自治体や学区などの自然的条件については、補完する資料等を今後何らかの形で示していくことが求められるだろう。

本研究では、教師が使用する防災教育マニュアルに着目して分析を行ったが、実際には副読本や災害全般に関する資料が配布されている自治体も多くなっている。それらの資料の学習内容や今回分析を行った防災教育マニュアルの整合性についても、研究における課題である。また、今回は防災教育マニュアルの内容分析を試みたが、実際に防災マニュアルを利用した授業実践や研修に対して本稿では触れることができておらず、今後の課題としたい。

【註】

- 1) 坂本（2011）によると、法律の改正は2008（平成20）年6月18日法律第73号であるが、「学校保健法」から「学校保健安全法」への改題は2009（平成21）年4月1日となっている。
- 2) 本項目はデータを開示することで、一部のマニュアルにおいて作成者が特定される恐れがあったため、詳細なデータは公表しないこととする。
- 3) 学校安全は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域から成立している。
- 4) 例えば、文部科学省（2013）では、小学校段階における防災教育の目標として「日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童」（p.10）、高等学校段階における防災教育の目標として「安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒」（p.10）と示している。
- 5) 文部科学省（2013）では防災教育推進上の留意点

として「(前略)自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになることを期待したい(p.11)」と指摘している。

- 6) 成果の詳細については、中澤・及川(2012)やお茶の水学術事業会(2013)などを参照。
- 7) 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)第2節社会科の第5学年では、身に付けるべき知識及び技能として「自然災害は国土の自然条件などに関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること」(pp.55)と明記している。
- 8) 具体的な内容については文部科学省(2013)を参照。
- 9) 心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder)の略称。

【参考文献】

- お茶の水学術事業会(2013): ESDとしての防災教育 附属学校園合同研修会講演会「ESDとしての防災教育と東日本大震災」より。お茶の水学術事業会会報 ellipse, 32, 2-4.
- 木村怜欧・林春男(2009): 地域の歴史災害を題材とした防災教育プログラム・教材の開発。地域安全学会論文集, (11), 215-224.
- 坂本真理(2011): 学校安全からの学校防災教育アプローチの可能性。社会安全学研究, 1, 207-218.
- 寺本潔(2013): 社会科が担う防災意識の形成と減災社会の構築。社会科教育研究, (119), 48-57.
- 中澤静男・及川幸彦(2012): 東日本大震災復興とESD - 気仙沼市の事例を通して -。奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要, 21, 233-237.
- 深谷智子・伊村則子(2008): 学校教育における防災・減災教育プログラムに関する研究 - 市民の防災力向上に向けて その13 -。日本建築学会大会学術講演梗概集 F-1 都市計画 建築社会システム, 245-246.
- 藤田晋(2013): 自然環境と防災 - 地理がリードする防災教育 - 総合的な学習の時間。地理・地図資料 2013年度3学期号, 帝国書院, 11-14.
- 堀清和・南哲(2007): 危機管理マニュアルの分析に見る学校安全の取り組み。安全教育学研究, 7-1, 45-54.
- 文部科学省(1995): 『学校等の防災体制の充実について 第一次報告』
- 文部科学省(1996): 『学校等の防災体制の充実について 第二次報告』
- 文部科学省(2011): 『「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ』
- 文部科学省(2012): 『「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告』
- 文部科学省(2013): 『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』
- 文部科学省(2017): 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)。http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_4_3_2.pdf.
- 山口仁久(2013): 防災教育と社会科教育。四天王寺大学紀要, 56, 297-318.
- 渡邊正樹(2015): 各教科等における防災教育の充実と推進。中等教育資料, 3月号, 14-19.